

令和6年度障がい福祉関係研修 一覧

NO.	研修名	対象者	時期	会場	定員	目的
1	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）	同行援護サービスに従事する者（または予定者）	前期：5/22～23 後期：5/27～28	いきいきプラザ 島根、県民会館	28名	同行援護サービスを提供する際に必要とされる知識・技術等の修得を図る。 ※盲ろう者向け通訳介助員が同行援護従事者養成研修一般課程の修了者とみなされる経過措置は令和8年度末までです。
			前期：6/17～18 後期：6/24～25	いわみーる	20名	
2	同行援護従業者養成研修（応用研修課程）	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）修了者	9/24～25	くにびきメッセ	未定	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）において修得した知識・技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病の理解や場面別における技能等を修得する。
3	強度行動障害支援者養成研修（基本研修）	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者、又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関の医療従事者	未定			行動障がいを有する者のうち、生活環境への著しい不適応講堂を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図る。
4	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者で強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関の医療従事者	未定			行動障がいを有する者のうち、生活環境への著しい不適応講堂を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を図る。
5	重度訪問介護従業者養成研修	居宅介護従業者として従事した経験を有する者	6/26～28	松江	未定	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得する。
6	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修	研修を受講するための実務経験を満たす者	未定	松江	未定	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。
			未定	浜田	未定	
7	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修	基礎研修を修了し後、研修開始日5年間に通算して2年以上、相談支援業務または直接支援業務に従事した者（特例制度あり）	未定			障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。
8	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修	サービス管理責任者・児童発達管理責任者基礎研修修了者で実務経験のある者	未定			障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、一定の実務経験をもつサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対して、必要に応じて専門知識及び技能の修得を図ることにより、職に従事している者の資質向上を図る。
9	サービス管理責任者・児童発達管理責任者現任者研修（フォローアップ）	サービス管理責任者・児童発達管理責任者として業務に従事してしている者	未定			サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者の資質向上を図る。
10	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（基礎課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー、 障害福祉サービス事業所に勤務する支援員等	未定			増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図る。 （基礎課程）権利擁護の視点・意思決定支援、さまざまなコミュニケーション手法について学ぶ
11	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（視覚障がい課程）	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）修了者	未定			（視覚障がい課程）視覚障がいのある方への対応について、実践を通して学ぶ
12	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（精神障がい課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー	未定			（精神障がい課程）精神疾患の基礎知識を深め、ホームヘルプサービスの配慮点等について学ぶ
13	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（重症心身障がい課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー	未定			（重症心身障がい課程）重症心身障害児（者）の理解と家族の思いについて、実践を通して学ぶ
14	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（サービス提供責任者課程）	ホームヘルプサービス事業所のサービス提供責任者	未定			（サービス提供責任者課程）サービス等利用計画と個別支援計画の連動について学ぶ

令和6年度障がい福祉関係研修 一覧

NO.	研修名	対象者	時期	会場	定員	目的
15	相談支援従事者初任者研修	指定相談支援事業所において相談支援専門員等になろうとする者	前期：6月頭～7月下旬	e-ラーニング	150名	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質向上を図る。
			中期：R6.7.29～30 後期①：R6.8.30 後期②：R6.9.26～27	朱鷺会館	54名	
16	相談支援従事者現任研修	相談支援従事者初任者研修修了者で実務従事者	前期1日目：9月下旬～10月上旬（e-ラーニング） 前期2日目：R6.10.29 中期：R6.11.29 後期：R6.12.19	朱鷺会館	60名	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質向上を図る。
17	主任相談支援専門員養成研修	相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、相談支援に関し指導的役割を担う者であって、研修修了後相談支援従事者研修の企画運営、講師等として協力ができる者	未開催 (R6年度は養成研修ではなくフォローアップ研修を開催予定です)			地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービス利用支援援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について習得すると共に、地域課題の協議や相談支援従事者への助言・指導など地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす相談支援専門員を養成する。
18	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための基本研修（特定の者対象）	介護職員等（介護福祉士を含む。）のうち特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者	未定			平成24年4月1日から介護職員等による喀痰吸引等が制度化されたことを受け、利用者の居宅等において、必要なケアがより安全に提供されるよう、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等の養成を図る。
19	障がい者虐待防止・権利擁護研修	事業所等の設置者、管理者、サービス管理責任者等、従事者、相談支援専門員及び行政機関職員	2月頃	未定	未定	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等、障害者虐待防止法の円滑な施行を図るため、障がい者福祉施設等の管理者や従事者等の理解を深めるとともに、市町村障がい者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図る。
20	相談支援従事者専門コース別研修「ファシリテーター養成研修」	主任相談支援専門員、各圏域単位での研修実施や人材育成の取り組みのリーダー役となる相談支援専門員	R6.7.4～5 R6.12.20	出雲合同庁舎	50名	ファシリテーターとしてのスキルを習得することにより、県内及び各圏域内等の相談支援従事者研修の充実を図る。
21	相談支援従事者専門コース別研修「グループスーパービジョン研修」	主任相談支援専門員、各圏域単位での研修実施や人材育成の取り組みのリーダー役となる相談支援専門員	R6.9.3～4	出雲合同庁舎	24名	スーパービジョン(グループスーパービジョン)の実践に必要なスキルを習得することにより、県内及び各圏域内等の相談支援従事者研修及び人材育成体制の充実を図る。
22	主任相談支援専門員フォローアップ研修	主任相談支援専門員	未定			主任相談支援専門員の地域での実践の振り返りと共有及び相談支援スキルを向上させることで、地域の相談支援体制の充実強化を図る。
23	障害支援区分認定調査員研修	市町村職員、及び事業所の職員であって市町村が推薦する者	未定			全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する研修を実施する。
24	市町村審査会委員研修	市町村長が任命した市町村審査会委員またはその予定者として市町村長があらかじめ通知した者	未定			市町村審査会委員及び市町村審査会委員に委嘱されることが予定される者の障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な審査判定等を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を図る
25	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者	未定			医療的ケア等に関する専門知識・支援スキルの向上を図り、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（医療的ケア児等コーディネーター）を養成する。

※No.1～16の研修は島根県福祉人材センターへ委託しているため、研修に関する問合せは島根県福祉人材センターへお願いします。